

給与勧告の実施状況

年	勧告			国会 決定		備 考
	勧告月日	内容 (較差)	実施時期 (月例給)	期末・勤勉手当支給月数	内容	
昭和		% 円	月	月		
35	8. 8 (月)	12.4	2,682	5.1	3.0	勧告どおり 10.1
36	8. 8 (火)	7.3	1,859	〃	3.4	〃
37	8. 10 (金)	9.3	2,496	〃	3.7	〃
38	8. 10 (土)	7.5	2,206	〃	3.9	〃
39	8. 12 (水)	8.5	2,792	〃	4.2	9.1
40	8. 13 (金)	7.2	2,651	〃	4.3	40. 5 ILO87号条約批准、国公法改正、人事局設置
41	8. 12 (金)	6.9	2,820	〃	(4.3)	〃
42	8. 15 (火)	7.9	3,520	〃	4.4	8.1
43	8. 16 (金)	8.0	3,973	〃	(4.4)	7.1
44	8. 15 (金)	10.2	5,660	〃	4.5	6.1
45	8. 14 (金)	12.67	8,022	〃	4.7	勧告どおり
46	8. 13 (金)	11.74	8,578	〃	4.8	〃
47	8. 15 (火)	10.68	8,907	4.1	(4.8)	〃
48	8. 9 (木)	15.39	14,493	〃	(4.8)	〃
49	7. 26 (金)	29.64	31,144	〃	5.2	48. 4 全農林事件最高裁判決
50	8. 13 (水)	10.85	15,177	〃	(5.2)	〃
51	8. 10 (火)	6.94	11,014	〃	5.0	〃
52	8. 9 (火)	6.92	12,005	〃	(5.0)	〃
53	8. 11 (金)	3.84	7,269	〃	4.9	〃
54	8. 10 (金)	3.70	7,373	〃	(4.9)	〃 (ただし、指定職は10.1実施)
55	8. 8 (金)	4.61	9,621	〃	(4.9)	〃 (〃)
56	8. 7 (金)	5.23	11,528	〃	(4.9)	管理職員等・調整手当改定年度内繰り延べ期末・勤勉手当旧ベース算定
57	8. 6 (金)	4.58	10,715	〃	(4.9)	実施見送り —
58	8. 5 (金)	6.47	15,230	〃	(4.9)	勧告どおり 58. 3 最終答申
59	8. 10 (金)	6.44	15,541	〃	(4.9)	〃 59. 7 総務庁新設
60	8. 7 (水)	5.74	14,312	〃	(4.9)	勧告どおり 7.1 60. 7 11級制へ移行
61	8. 12 (火)	2.31	6,096	〃	(4.9)	勧告どおり
62	8. 6 (木)	1.47	3,985	〃	(4.9)	〃
63	8. 4 (木)	2.35	6,470	〃	(4.9)	〃
平成						
元	8. 4 (金)	3.11	8,777	〃	5.1	〃
2	8. 7 (火)	3.67	10,728	〃	5.35	〃
3	8. 7 (水)	3.71	11,244	〃	5.45	〃
4	8. 7 (金)	2.87	9,072	〃	(5.45)	4. 5 完全週休2日制
5	8. 3 (火)	1.92	6,286	〃	5.30	〃
6	8. 2 (火)	1.18	3,975	〃	5.20	6. 9 勤務時間法施行
7	8. 1 (火)	0.90	3,097	〃	(5.20)	〃
8	8. 1 (木)	0.95	3,336	〃	(5.20)	〃
9	8. 4 (月)	1.02	3,632	〃	5.25	9. 6 任期付研究員法施行
10	8. 12 (水)	0.76	2,785	〃	(5.25)	〃
11	8. 11 (水)	0.28	1,054	〃	4.95	11. 3 公務員制度調査会基本答申
12	8. 15 (火)	0.12	447	〃	4.75	12. 11 任期付職員法施行
13	8. 8 (水)	0.08	313	〃	4.70	13. 1 中央省庁等再編
	(特例一時金)					
14	8. 8 (木)	△2.03	△7,770	(注2)	4.65	〃 (12.1)
15	8. 8 (金)	△1.07	△4,054	〃	4.40	〃 (11.1)
16	8. 6 (金)	水準改定の勧告なし (注3)			(4.40)	—
17	8. 15 (月)	△0.36	△1,389	(注2)	4.45	勧告どおり (12.1)
18	8. 8 (火)	水準改定の勧告なし (注3)			(4.45)	—
19	8. 8 (水)	0.35	1,352	4.1	4.50	18. 4 給与構造改革の実施 (～平成23年3月)
	勤告どおり (ただし、指定職は実施見送り)					19. 7 国家公務員法改正 (能力・実績主義の人事管理の徹底等)
20	8. 11 (月)	水準改定の勧告なし (注3)			(4.50)	—
21	8. 11 (火)	△0.22	△863	(注2)	4.15	勧告どおり (12.1)
22	8. 10 (火)	△0.19	△757	〃	3.95	24. 4 給与減額支給措置実施 (～平成26年3月)
23	9. 30 (金)	△0.23	△899	〃	(3.95)	26. 5 内閣人事局の設置
	水準改定による水準改定は勤告どおり					27. 1 給与制度の総合的見直し (～平成30年4月)
24	8. 8 (水)	水準改定の勧告なし (注3)			(3.95)	—
25	8. 8 (木)	水準改定の勧告なし (注3)			(3.95)	—
26	8. 7 (木)	0.27	1,090	4.1	4.10	勧告どおり 勤告どおり
27	8. 6 (木)	0.36	1,469	〃	4.20	27. 1 給与制度の総合的見直し (～平成30年4月)
28	8. 8 (月)	0.17	708	〃	4.30	—
29	8. 8 (火)	0.15	631	〃	4.40	—
30	8. 10 (金)	0.16	655	〃	4.45	—
令和						
元	8. 7 (水)	0.09	387	〃	4.50	〃
2	10. 7 (水)	水準改定の勧告なし (注3、5)			4.45	—
3	8. 10 (火)	水準改定の勧告なし (注3)			4.30	—
4	8. 8 (月)	0.23	921	4.1	4.40	勧告どおり
5	8. 7 (月)	0.96	3,869	〃	4.50	5. 4 定年年齢の引上げ (～令和13年3月)
6	8. 8 (木)	2.76	11,183	〃	4.60	—
7	8. 7 (木)	3.62	15,014	〃	4.65	7. 4 給与制度のアップデート (令和7年4月～令和10年4月)

(注) 1 期末・勤勉手当支給月数の「()」は、勤告を行っていない (前年と同月数)。

2 勤告を実施するための法律の公布日の属する月の翌月の初日 (公布日が月の初日であるときは、その日)。

(4月から実施日の前日までの期間に係る較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で減額調整)

3 水準改定の勧告を行わなかった年の官民較差は、平成16年が0.01%、平成18年が0.00%、平成20年が0.04%、平成24年が△0.07%、平成25年が0.02%、令和2年が△0.04%、令和3年が0.00%。

4 平成23年は、内閣が人事院勧告を実施するための法案は提出しないとの決定をしたが、議員立法 (給与改定・臨時特例法) により勧告を実施。

(年間調整の時期のほか、水準改定以外の勧告の実施方法については、一部勧告内容を修正)

また、同法では、勧告とは別に東日本大震災への対処等のため、24～25年度について臨時特例の給与減額支給措置を実施。

5 令和2年は、10月7日に期末・勤勉手当の改定を先行して勧告。月例給については、10月28日に改定しないことを報告。

6 令和3年度の期末手当引下げ相当額は、令和4年6月期の期末手当で減額調整。